



海外進出 プラクティス・ グループ ニューズレター Vol. 14

集中連載 合弁契約の実務 第2回 弁護士 赤塚 洋信

前回に引き続き、今回は各当事者の義務、関連契約、株式譲渡の規定について申し上げます。

1. 各当事者の義務

合弁のビジネスにおいては、これに参加する各当事者がリソースを持ち合い、それぞれの強みを活かすことによって事業の成功の可能性を高めることに本質があるといえます。この各当事者が合弁に対してどのような貢献をするのかを具体的に定めるのが各当事者の義務に関する条項です。

例えば、日本企業が合弁会社に技術を提供する場合、技術ライセンスの供与、技術指導や技術者の派遣について規定することが多いと思います。他方で、現地の合弁パートナーが合弁会社のビジネスの立上げ・運営についての各種のサポートを行う場合、かかるサポートの内容について規定することになります。この他に、部品や原材料の供給、商標の使用に関する事項、追加出資の義務等についても定めが置かれることがあります。なお、下記 2. で述べるとおり、合弁契約に定める各当事者の義務の詳細は、合弁契約とは別の契約として作成される

Contents

集中連載 合弁契約の実務 第2回-----1
インド：リーガルアップデート----2 シンジケートローンの担保契約 書の印紙税額に関するインド 最高裁判例(2015年8月11 日) -Chief Controlling Revenue Authority v. Coastal Gujarat Power Limited (Civil Appeal No. 6054 of 2015)-
日本企業によるタイへの直接投資 -----3

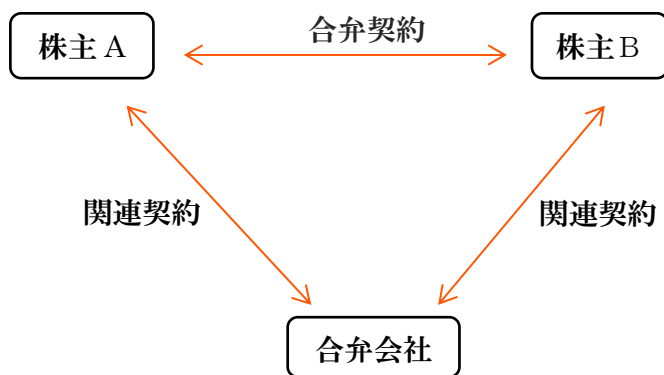
小島国際法律事務所
〒102-0076 東京都千代田区五番町
2-7 五番町片岡ビル 4階
TEL: 03-3222-1401
FAX: 03-3222-1405
MAIL: newsletter@kojimalaw.jp
URL: www.kojimalaw.jp

ライセンス契約やサービス契約等において定める必要があります。

合弁契約に定める各当事者の義務は、当事者間の認識の齟齬がないよう、また、過不足のないように規定しておく必要があります。特に現地の合弁パートナーの義務の内容については日本側から相手方に対する期待が反映されるよう漏れなく記載しておくことが重要です。

2. 関連契約

合弁のビジネスに関し合弁当事者(合弁会社の株主)と合弁会社との間で締結される各種の契約(関連契約)があります。かかる関連契約には、ライセンス契約、サービス契約、業務委託契約、供給契約、リース(賃貸借)契約、代理店契約等が含まれます。上記 1. で述べたとおり、合弁契約に定められた各当事者の義務の具体的な内容は関連契約において規定されます。形式面から言えば、合弁会社は合弁契約の当事者ではないので、合弁当事者と合弁会社との間の権利義務はこの両者が締結する関連契約で定める必要があります。



それぞれの関連契約の中身については立ち入りませんが、合弁との関係で留意すべき事項としては、基本的ではありますが、合弁当事者と合弁会社との間の取引を網羅するように必要な契約を全て作成することが挙げられます。例えば、現地の合弁パートナーによる合弁会社の管理面でのサポート(法務・会計・人事)については、合弁契約に定めがあるのみで個別の関連契約を締結していないケースがあるように思われます。

次に、合弁会社は自社の関連会社として扱われることから、関連契約の内容がアームスレングスの範囲にあるかを検討する必要があります。これは主として税務上の理由によるもので、契約の対価が独立企業間価格から乖離している場合、税務上問題となるおそれがあります。もともと、このことはリスクであると同時に、契約条件に関する交渉において適正な対価を求めるに際しての理由付けにもなり得ます。往々にして合弁の相手方からは合弁会社が日本側に支払うライセンス料等を低廉なものとするよう求められることがあります。これに対して税務上の観点から独立企業間の条件で行う必要があることを主張することができます。

関連契約は合弁契約と同じタイミングで作成し、合弁契約に添付することが望ましいといえます。関連契約には重要な経済条件が規定されることが多く、これが未確定なまま合弁契約を締結するのはリスクが大きいからです。合弁契約の締結を急ぐ事情があつて関連契約を添付することができない場合であっても、少なくとも関連契約における重要な経済条件については合弁契約の中で何らかの形で規定しておくべきです。

3. 株式譲渡の規定

以下では合弁会社が非上場である場合を念頭に置いて申し上げます。

株式譲渡に関しては、合弁契約において様々な条件・権利が規定されることがあります。具体的には、先買権¹、Tag-along 権(共同売却権)²、プットオプション³、コールオプション⁴といった仕組みがよく見られます。これらは一方当事者が株式を他方当事者に売却し、又は他方当事者から買取ること等をその内容としています。合弁会社の事業の好転が見込めない場合、重要な経営事項についてデッドロ

¹先買権とは、対象株式を第三者に売却しようとする場合において、先買権者が優先的に当該株式を購入できる権利をいいます。

² Tag-along 権(共同売却権)とは、対象株式を第三者に売却しようとする場合において、Tag-along 権保有者が同じ第三者に当該株式を売却できる権利をいいます。

³ プットオプションとは、「得る権利」を意味し、権利者の選択によって対象株式を相手方に売却することができる権利をいいます。

⁴ コールオプションとは、「買う権利」を意味し、権利者の選択によって対象株式を相手方から購入することができる権利をいいます。

ックに陥った場合、合弁契約の義務違反があった場合において合弁を解消するための手段として規定されます。

合弁のいわゆる出口戦略について定めるものといえますが、実際の合弁解消の場面ではこれらの規定が当初の意図どおりに機能することは多くないと思われます。

株式譲渡についての典型的な問題は買取価格を巡る紛争です。非上場であるために市場価格が存在せず、売る側と買う側とで利害の対立が先鋭になりがちです。仮に合弁契約から一義的に価格が定められる場合であっても、その価格に不満である当事者は株の売却・買取りを任意に履行することを拒否します。また、第三者的な立場にある会計事務所が DCF 法等の評価手法を用いて価格を評価

する場合であっても、株の評価は前提となる条件の置き方次第で価格の振れ幅が大きくなってしまふことから、その客観性には自ずと限界があります。

加えて、合弁契約は通常合弁会社の所在国の法律を契約の準拠法とするケースが多いと思われませんが、現地法の下で果たして株式譲渡に関する規定が実体法上認められるのか、又は手続法上執行することができるのかという問題もあります。このように株式譲渡の規定はその内容を実現することには困難が伴います。契約に規定しておくこと自体は差し支えありませんが、その実現可能性は高くないこと、結局は合意ベースで進めざるを得ないケースが多いことを認識しておく必要があるといえます。

リーガルアップデート：インド

シンジケートローンの担保契約書の印紙税額に関するインド最高裁判例(2015年8月11日)

-Chief Controlling Revenue Authority v. Coastal Gujarat Power Limited

(Civil Appeal No. 6054 of 2015)-

弁護士 布川 俊彦

インド最高裁判所は、2015年8月11日、Chief Controlling Revenue Authority 対 Coastal Gujarat Power Limited 事件(以下「本事件」といいます。)において、シンジケートローン取引の際の担保契約書に対する印紙税に関し、興味深い判断を示しました。この判決は、シンジケートローン取引の際の担保契約書のみならず、複数の当事者のために共通の1個の契約書で取引を実行するような場合にも影響を及ぼす可能性があり、注目すべき判決といえます。

本事件の概要

Coastal Gujarat Power Limited(以下「グジャラート電力会社」といいます。)は、グジャラート州に巨大発電所を建設することを計画し、13社の金融機関がシンジケートローンにより資金を提供することになりました。融資に際し、グジャラート電力会社の複数の資産に担保が設定



されることになり、13社の融資団は State Bank of India を担保管理者(security trustee)に指名しました。借主たるグジャラート電力会社は、当該担保管理者と担保契約書(以下「本件担保契約書」といいます。)を締結し、421,000 ルピーを印紙税として納税しました。しかし、税務当局は、支払うべき印紙税額は 5,462,000 ルピー

であると主張し、差額分の納付を要求しました。

本事件では、1958年グジャラート州印紙税法第5条の解釈が問題となりました。同条は、複数の区別される取引が一つの証書に含まれている場合、同証書が含む各別の取引を基準に課税される旨を定めています。グジャラート電力会社は、本件担保契約書は担保管理者との1個の取引であると考えて421,000ルピーを印紙税として納税したのに対し、税務当局は、本件担保契約書には13個の各別の融資取引が含まれていることから、支払うべき印紙税額は5,462,600ルピーであると主張しました。

グジャラート州高等裁判所は、本件担保契約書は、グジャラート電力会社と担保管理者との間の1個の取引に関する1通の証書であるから、1958年グジャラート州印紙税法第5条は適用されないとして、税務当局の主張を斥けました。

これに対し、インド最高裁判所は、上記高等裁判所の判断を覆し、グジャラート電力会社に不足分の印紙税額の納付を命じました。インド最高裁判所は、本件担保契

約書は形式的にはグジャラート電力会社と担保管理者との間の1個の契約に関する1通の証書であるものの、本件担保契約書の記載からは、担保権設定の前提事情として13社の融資会社がグジャラート電力会社に融資を行うこととしたことや、本件担保契約書は実質的には上記13社のための担保であることが分かることから、1958年グジャラート州印紙税法第5条が適用され、印紙税は、本件担保契約書に含まれる取引を基準に課税されると判断しました。

本判決の実務への影響

本判決は、シンジケートローン取引の際の担保契約書の印紙税に関するグジャラート州法に基づく判断です。しかし、本判決の射程は、複数の当事者のために共通の契約書で取引を実行するような他の取引にも及ぶ可能性があります。また、本判決は、印紙税額の算定にあたり、裁判所が契約書を実質的に解釈することを要求しており、複雑な取引の印紙税額の算定について解釈上の不明確性が生じる事態も想定されるところです。

日本企業によるタイへの直接投資

著：ポール・コネリー弁護士、訳：弁護士 渡邊 望美



ポール・コネリー弁護士

パートナー

International Legal
Counsellors Thailand Ltd.

Meritas メンバーファーム

タイにとって、日本は第1位の投資国です。日本企業にとって、タイは東南アジア諸国最大規模の製造ハブであり、多くの直接投資が行われています。その多くは、自動車及び消費財関連の製造業に向けられています。

2015年2月、タイのプラユット・ジャンオーチャー首相が日本を訪れ、安倍晋三首相と首脳会談を行いました。その場では、日泰両国間で、経済及び開発の分野における緊密な協力関係を維持していくことが、あらためて確認されました。また、プラユット首相は、東西鉄道網の開発を進めるための予備調査を行うことを、日本政府と暫定的に合意しました。この東西鉄道網は、タイを横断するもので、バンコクを中心としてミャンマーからカンボジアへの国境まで伸びる鉄道網です。日本は、この鉄道網の基本計画について援助を行うこと、さらに、東西鉄道網の西端に位置するミャンマーのダウエー経済特区プロジェクト

に資本参加することも表明しました。このダウエー経済特区には、タイ及びその他 ASEAN 加盟国をつなぐ新たな深海港も建設される計画です。



日本企業によるタイへの直接投資額は 2013 年に約 100 億米ドルにのぼりました。2014 年には、タイ国内の事情により減少したものの、直接投資額は約 75 億米ドルでした。これらの金額は、他の ASEAN 諸国における日本企業の直接投資額を遙かに上回っています。現在、日本からタイへの投資状況は改善傾向にあります。

2015 年 12 月 31 日に予定されている ASEAN 経済共同体 (AEC) の発足を控え、タイ政府は、タイを様々なビジネスのハブにしたいと考えており、特に、タイが AEC における物流拠点となることを期待しています。それらを実現するために、タイ政府は、大規模なインフラプロジェクトに力を入れています。国を横断する新たな石油及びガスのパイプライン、高速自動車道、主要幹線道路や高速鉄道路線は、現時点で既に計画段階か、契約の締結に至っています。さらに、タイ政府は、バンコクの新たな公共交通機関として 5 本の地下鉄路線の整備を行っています。まず初めに、MRT パープルラインが、当初の予定より早い 2016 年 8 月に開通する予定です。この MRT パープルラインの運営会社は、丸紅株式会社、株式会社東芝、東日本旅客鉄道株式会社との間で、電気及び信号設備の導入、63 両にのぼる地下鉄車両の供給、及び 10 年間の保守に関する契約を交わしています。

これらのインフラプロジェクトとの関係で、現在、タイへの投資チャンスは豊富にあるといえます。

また、タイ投資委員会 (The Board of Investment、通称「BOI」) は、先日、2015 年～2021 年における新たな投資促進戦略を打ち出しました。この BOI は、タイへの直接投資の促進及び推奨を行う政府機関の中で中心的な役割を果たしています。

BOI の新たな投資戦略下では、61 の事業を含む 13 の産業分野 (農産業、自動車産業、電化製品の製造業など) が投資促進の対象となっています。例えば、経済特区に進出した企業、及び、先端技術事業に焦点を置く企業などには、法人 (所得) 税や、輸入税の免税などのインセンティブが与えられています。新たに指定された経済特区は、マレーシアとの国境に近いタイ南部やタイの北東部にあり、未だ経済ハブとなっていない地域です。

この BOI による税制上の優遇を受けるにあたり、注意すべき点があります。それは、BOI 企業としての認定を受ける前は、機械設備の購入など、支出を伴う活動を控えるということです。認定前に発生した費用は、BOI が認定した投資の枠外と判断され、税制上のメリットを受けることができません。そのため、多額の費用が発生する活動は、BOI による認定がなされた後で行うべきです。

これら投資促進の恩恵を有効に活用した場合の利点は、税制上のアドバンテージだけではありません。BOI は、その認定を受けた企業が、外国人持株比率を 100% とすることや、土地の正当な権利者として登録を受けることを認めることが一般的であり、これらの特典も非常に重要となります。なぜなら、外国人事業法 (Foreign Business Act) では、大半の事業について、外資系企業 (外国人が株の過半数を保有する会社) が事業を行うことを禁じているためです (もともと、外国事業ライセンスを取得して、外国人事業法に基づく外資規制の適用除外を求めることは可能です。)。また、土地法 (Land Code) の規定により、タイ工業団地公社 (「IEAT」) の認める工業地帯の土地を

所有する場合、または、BOI から特別に土地の所有が認められた場合を除き、外資系企業が土地の所有者として登録を受けることは認められていません。外資系企業は、借地契約を締結することはできますが、土地管理局に登録できる借地契約は最長で 30 年とされています。

なお、外国企業がタイの現地パートナーとのジョイント・ベンチャーによりビジネスを行う場合、土地の取得に関しては慎重な対応が必要です。タイの現地パートナーが工場等の用地の選定を行った場合、外国企業は、事業に適した土地である旨のタイの現地パートナーによる説明をそのまま受け入れ、自らは調査を行わないことがあります。しかし、後になって問題が発覚するという事態が頻繁に発生します。例えば、都市計画法により当該地域で予定して

いた事業を行うことが禁じられていた、または、建設規制法により予定していた建物の建設が認められないなどの事実が後で判明することがあるのです。また、当該地域の一部が保全地域に指定されてしまった、土地の権利証(Chanote)が適法に発行されたものでないといった問題が発生することもあります。

このような事態にならないよう、外国企業は、タイの現地パートナーとは別に、自社で弁護士を依頼して、調査をさせることが重要です。会社の登記簿などは全てタイ語で記載されているため、外国企業は、独自に現地弁護士を雇ってそのアドバイスを受けることで、後に問題が起こるリスクを抑えることができます。

海外進出プラクティス・グループ

本ニュースレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニュースレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4 階

TEL :03-3222-1401 FAX :03-3222-1405

MAIL :newsletter@kojimalaw.jp

URL :www.kojimalaw.jp